

緊急事態時に国会議員の任期延長を認める憲法改正に反対する会長声明

第1 声明の趣旨

大規模災害や戦争等の緊急事態において国会議員の任期延長を認める憲法改正に反対する。

第2 声明の理由

1 はじめに

2023年1月から6月に開催された第211回国会の衆議院憲法審査会において、大規模災害等の緊急事態における国会機能の維持を念頭に、国会議員の任期延長を可能にする憲法改正が議論された。改正に積極的な5会派（自由民主党、公明党、日本維新の会、国民民主党及び有志の会）により、大規模自然災害事態、テロ・内乱事態、感染症の蔓延事態、国家有事・安全保障事態等が発生し、適正な選挙の実施が困難なときに、内閣が緊急事態宣言を発令し、国会の出席議員の3分の2以上が承認した場合には、国会議員の任期が70日～1年延長されるとともに（国政選挙延期、衆議院解散後の場合は議員身分復活）、国会が即時召集ないし招集中の場合は閉会禁止となり、衆議院の解散禁止・内閣不信任決議禁止の下で国会審議が行われることを可能とする憲法改正案が集中的に審議され、2024年の通常国会にも改憲原案をとりまとめるという動きが進行している。

しかしながら、このような国会議員の任期延長を可能とする憲法改正には、以下の問題があるため反対である。

2 緊急時であっても国民の選挙の機会は十分に保障されるべきこと

日本国憲法は、前文及び第1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、第43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、第15条1項において、公務員の選定罷免権は国民固有の権利であると規定し、主権者である国民が国会議員を自ら選択する機会を保障している。最高裁判所も「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない」と判示している（最判平成17年9月14日在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件）。

国会議員の任期延長を可能とする憲法改正は、国民の選挙権又はその行使を実質上制限するものであるから、慎重かつ謙抑的でなければならず、任期延長しなければ国会の機能を維持できないか、また、選挙制度の整備・拡充により緊急時における選挙の実現ができないかが検討されるべきである。

3 参議院の緊急集会により国会の機能は維持できること

日本国憲法は、参議院議員の任期は6年として3年ごとに議員の半数を改選すると定めている（同46条）。衆議院と異なり参議院には解散規定がないから、衆議院の解散や衆参両議員の任期満了があっても国会議員が不在になることはなく、定足数（議員の3分の1）が満たなくなることもない。そして衆議院の解散中に、緊急の必要があるときは、内閣が参議院の緊急集会を求めることができる（同54条2項）、緊急時に暫定的に参議院のみで国会機能を維持する制度が定められている。この緊急集会は、衆議院解散時に限らず、衆議院議員の任期満了時にも開催できるという解釈が憲法学者の多数である。さらに同条3項は、この参議院の緊急集会で採られた措置は、次の国会開会の後10日以内に衆議院の同意がない場合にはその効力を失うと定め、緊急時の措置に対する衆議院の関与の機会も保障されている。

このように、現行憲法においては、緊急時の対応について、議員任期延長によることなく国会の機能を維持する仕組みが設けられており、国会議員の任期延長を可能とする憲法改正の必要性は認められない。

4 公職選挙法の改正により対応が可能なこと

衆議院憲法審査会では、国会議員の任期延長を可能にする憲法改正を行うべき理由として、2011年3月11日の東日本大震災の影響により、同年4月に予定されていた統一地方選挙の一部が実施困難に陥った際、立法措置により、被災地の首長選挙や地方議会議員選挙が延期され、また、現職の首長・議員の任期が延長された例が指摘されている。

しかし、大規模災害時における選挙の実施については、国民の選挙権を保障する観点から、避難先の市町村において投票を行う制度の創設、郵便投票制度の要件緩和や不在者投票制度の拡大適用、平時から選挙人名簿のバックアップを取ることや選挙自体を延期する制度の創設など、憲法改正ではなく、選挙制度を拡充する公職選挙法の整備・改正によって国民の選挙権を具体的に保障することが可能である。

5 濫用のおそれがあること

さらに重要なこととして、議員任期延長の憲法改正は、緊急事態であるか否かの判断及びその終了時期の判断を内閣に委ねているため、衆議院の議席構成

が時の内閣に有利である場合に、政権延命のためにこの制度を恣意的に用いることで、主権者である国民の選挙権行使を長期間妨げ、主権侵害という民主主義の根幹を揺るがす弊害が生じる恐れがあることである。憲法審査会では、単に議員任期の延長に止まらず、国家機能を維持するために緊急政令や緊急財政処分制度の整備が必要であるとの議論もなされているが、このような条項を憲法に創設することは、内閣に権力を集中し、国民の基本的人権を制限することにつながり、立憲主義を破壊する恐れがあることを指摘せざるを得ない。

第3 結語

よって、当会は、国民主権を侵害し、立憲主義の破壊につながる国会議員の任期延長を可能にする憲法改正に反対する。

2024(令和6)年3月25日

千葉県弁護士会 会長 菊地 秀樹